

国立研究開発法人国立循環器病研究センター民間等共同研究取扱規程

平成22年4月1日規程第45号

国立研究開発法人国立循環器病研究センター民間等共同研究取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）が、センター以外の者と技術知識を交換し、かつ研究費を分担し又は研究費の提供を受けることによって共同して行う研究（以下「共同研究」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(共同研究の申請)

第2条 共同研究を実施するときは、センターと共同研究を行おうとする者から共同研究申請書（別紙様式第1号）を提出させるものとする。

(共同研究の実施)

第3条 共同研究は、共同研究を行うことにより研究を効率的に実施することが可能であり、かつ、共同研究を行おうとする者（以下「共同研究者」という。）が共同研究を行うために必要な技術的能力及び経理的基礎を有すると認められる場合に行うものとする。

2 センターの業務に関連のない研究については、共同研究を行うことはできないものとする。

(共同研究契約書)

第4条 共同研究者と共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結しようとするときは、別紙の契約書例に基づき次の事項（研究員の派遣を伴わない共同研究においては、第1号から第9号まで及び第13号から第18号までの事項）を記載した共同研究契約書（以下「契約書」という。）を作成するものとする。

- (1) 共同研究の課題
- (2) 共同研究の内容
- (3) 共同研究の実施場所
- (4) 共同研究の実施期間
- (5) 共同研究に参加する主な研究員の所属及び氏名
- (6) 共同研究の管理及び分担
- (7) 共同研究に要する費用の分担
- (8) 共同研究の中止等に関する事項
- (9) 共同研究者及びセンターが遵守すべき事項
- (10) 賠償責任に関する事項
- (11) 設備及び器械器具等（以下「設備等」という。）の使用に関する事項

- (12) 共同研究者の設備等の持込みに関する事項
- (13) 秘密の保持に関する事項
- (14) 共同研究の設備等の寄付に関する事項
- (15) 共同研究の結果得た技術上の成果（以下「研究成果」という。）に係る特許等
の出願に関する事項
- (16) 研究成果に係る発明等の実施に関する事項
- (17) 研究成果の公表に関する事項
- (18) その他共同研究を行うために必要な事項

（特許出願）

第5条 共同研究の結果、センターに属する職員が独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ共同研究者の同意を得るものとする。

2 共同研究の結果、共同研究者に属する研究員が独自に発明を行った場合において、共同出研究者が特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ研究所の同意を得させるものとする。

（共同出願）

第6条 共同研究の結果、研究所に属する研究員及び共同研究者に属する研究員が共同して発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、共同研究者と共同出願を行うものとする。ただし、共同研究者と別段の取り決めをした場合は、この限りではない。

2 前項の共同出願を行おうとするときは、共同研究者と共同出願契約を締結するものとする。

（優先実施権）

第7条 研究成果に係る発明のうち、センターに承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（第5条第1項の規定により特許出願を行ったもの及び次項に定めるものを除く。以下「センターに承継された特許権等」という。）に係る発明を共同研究者又は共同研究者の指定する者に限り、共同研究の終了の日から7年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。

2 共同研究に係る共同発明のうち、センター及び共同研究者の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有特許権等」という。）に係る発明を共同研究者の指定する者に対し、共同研究の終了の日から7年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特段の理由があると認められる場合は、優先実施権の期間を延長することができる。

（第三者に対する実施の許諾）

第8条 前条の規定によりセンターに承継された特許権等又は共有特許権等に係る発明を優先的に実施する権利（以下「優先実施権」という。）を付与した者（以下「優先実施権者」という。）が優先実施の期間の第2年以降において正当な理由なく当該発明を実施しないときは、当該優先実施権者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該発明の実施を許諾することができる。

2 前条の規定により優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先実施の期間中においても第三者に対し当該権利に係る発明の実施を許諾することができる。

3 第三者が共有特許権等に係る発明を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、第三者に対して当該発明の実施を許諾することができる。

4 前3項の規定により、単独で第三者に対し共有特許権等に係る発明の実施を許諾しようとするときは、共同研究者とあらかじめ契約で定めることにより、特許法第73条第3項の規定による各共有者の同意を得たものとするすることができる。

（実施料）

第9条 センターに承継された特許権等に係る発明の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

2 共同研究者が共有特許権等に係る発明を実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。この場合において徴収する実施料は、当該権利に係る研究所の持分に応じた額とする。

3 共有特許権等に係る発明の共同研究者の指定する者又は第三者の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。この際、実施料は、当該権利に係る持分に応じセンター及び共同研究者に帰属するものとする。

（共同研究終了概要報告書の提出）

第10条 共同研究が終了したときは、遅滞なく共同研究終了概要報告書を取りまとめるものとする。

（研究成果の公表等）

第11条 共同研究者が共同研究の実施期間中に研究成果をセンター以外の者に知らせようとするときは、あらかじめセンターに協議させるものとする。

2 センターが共同研究の実施期間中に研究成果を共同研究者以外の者に知らせようとするときは、契約で別段の定めをした場合を除き、あらかじめ共同研究者に協議するものとする。

第12条 共同研究の実施期間終了の後、共同研究者と協議の上、研究成果を公表するものとする。

（準用）

第13条 第5条から第9条までの規定は次の権利について準用する。

- (1) 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利
- (2) 意匠権及び意匠登録を受ける権利
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物であって、理事長及び共同研究者が特に指定するもの
- (4) 第1号から前号までに掲げる権利の対象とならない技術・情報のうち秘匿することが可能で財産的価値があるものであって、センター及び共同研究者が特に指定するもの

（適用除外）

第14条 この規程は、以下の共同研究については適用しないものとすることができる。

- (1) 国際機関との間で行われる共同研究
- (2) 国、国立研究開発法人又は地方自治体との間で行われる共同研究
- (3) その他、特別な事情があると理事長が認めた共同研究

附 則

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第132号）

（施行期日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

究員 の取扱いについては、甲及び乙が別に取り決めるところによる。

(費用の分担)

第6条 甲及び乙は、それぞれ共同研究実施計画書に掲げる費用を分担する。

(共同研究の中止等)

第7条 甲又は乙は、天災その他やむを得ない事由により本共同研究の遂行が困難となっ

たときは甲又は乙は、協議の上、本共同研究を中止し、又は一部を変更することが
できる。

(遵守すべき事項)

第8条 乙は、甲の研究所で本共同研究を実施する場合には、甲の諸規則を遵守するものとする。

2. 甲は、乙の研究所で本共同研究を実施する場合には、乙の諸規則を遵守するものとする。

3. 甲及び乙は、本共同研究を通じて知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(賠償責任)

第9条 甲は、乙に属する研究者が故意又は重大な過失によって甲の設備及び機械器具等

(以下「設備等」という。)に損害を加えたときは、乙にその損害の賠償を請求す
ることができる。

2. 乙は、甲に属する研究者が故意又は重大な過失によって乙の設備等に損害を加え

たときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。

(設備等の使用)

第10条 甲は、甲が保有する設備等のうち、本共同研究を行なう上で甲が必要と認め

た限度において、乙に無償で使用させることができる。

2. 乙は、乙が保有する設備等のうち、本共同研究を行なううえで乙が必要と認め

た限度において、甲に無償で使用させることができる。

(共同研究者の設備等の持ち込み)

第11条 甲は、乙が本共同研究を行なうために必要な設備等を甲の研究所へ持ち込むことを認めることができる。

(設備等の寄付)

第12条 本共同研究終了後、乙が甲の研究所に持ち込んだ設備等のうち乙が不要とするものであって、甲が必要とするものについては、甲に寄付することができる。

(研究員の扱い事項)

第13条 本共同研究を実施するに当たって、乙が甲の研究所に派遣する研究員は次のものとする。

- (1) 身分は、乙の被用者のままとする。
- (2) 自立して研究を遂行する能力を有しているものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲又は乙は、本共同研究の実施に当たり乙又は甲から提供された情報・資料等であって、乙又は甲が秘密である旨を文書で指定したものについては、秘密を保持しなければならない。

2. 前項の規定は、本共同研究が終了した後も甲乙協議により別の定めをした場合を除き、甲乙を拘束するものとする。

(特許出願)

第15条 甲又は乙は、それぞれ、甲又は乙に属する研究員が本共同研究の結果独自に発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行なったことについて、事前にそれぞれ乙又は甲の同意を得るものとする。

(共同出願)

第16条 甲及び乙は、甲に属する研究員及び乙に属する研究員が本共同研究の結果共同して発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、共同して

行う
の限

ものとする。ただし、乙がその特許を受ける権利を甲に承継した場合は、こ
りではない。

(優先実施権)

第17条 乙は、本共同研究の結果得た技術上の成果(以下「研究成果」という。)に
係る
許権

発明であって甲に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特
(第15条の規定により甲が特許出願を行ったもの及び次項に定めるものを
除く。

除く。
る者
るこ

以下「甲に承継された特許権等」という。)に係る発明を乙又は乙の指定す
る者に限り、共同研究の終了の日から7年間優先的に実施させることを甲に求め
ることができる。

利又
明を
こと

2. 乙は、研究成果に係る発明であって甲及び乙の共有に係る特許を受ける権
利又
明を
こと
はこれに基づき取得した特許権(以下「共有特許権等」という。)に係る発
乙の指定する者に限り、共同研究の終了の日から7年間優先的に実施させる
を甲に求めることができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第18条 甲は、乙又は乙の指定する者が甲に承継された特許権等に係る発明を前条
第1

いと
該発

項に定める優先的实施期間の第2年目以降において正当な理由なく実施しな
きは、乙及び乙の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し当
明の実施を許諾することができる。

間の
した

2. 前項の規定は、乙の指定する者が共有特許権等に係る発明を優先的实施期
間の
第2年目以降において正当な理由なく実施しない場合について準用する。
3. 甲は、前条第1項の規定により乙又は乙の指定する者に優先実施権を付与
した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損うと

認め

られるときは、優先的実施の期間中においても第三者に対し当該権利に係る

発明

の実施を許諾することができる。

を著

がで

4. 甲は、第三者が共有特許権等に係る発明を実施できないことが公共の利益
しく損うと認められるときは、第三者に対し当該発明の実施を許諾すること
きる。

発明

ず、

を許

5. 甲は、第2項及び第4項の規定により、第三者に対し共有特許権等に係る
の実施を許諾しようとするときは、特許法第73条第3項の規定にかかわら
ず、
単独で当該実施の許諾をすることができる。ただし、甲は第三者に対し実施
を許
諾したときは、その旨を乙に報告するものとする。

(実施料)

第19条 乙又は乙の指定する者は、甲に承継された特許権等に係る発明を実施しよ
うと

なけ

するときは、甲の許諾を得た後、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わ
なければならない。

に実

2. 乙は、共有特許権等に係る発明を実施しようとするときは、甲に対し、別
施契約で定める実施料を支払わなければならない。

当

3. 共有特許権等について、乙の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、
該権利に係る持分に応じ甲及び乙に帰属するものとする。

(特許権)

第20条 前5条に規定するほか、特許出願及び特許権の取得、管理並び実施につい
ては、

別に締結する共同出願契約書で定めるものとする。

(共同研究終了概要報告書)

第21条 乙は、共同研究が終了したときは、甲が厚生労働省健康局国立病院部医療
指導

課長に報告する共同研究終了概要報告書のとりまとめについて甲に協力する

もの

とする。

(研究成果の公表等)

第22条 甲又は乙は、本共同研究の実施期間中において、研究成果を乙又は甲以外の者

に知らせようとするときは、あらかじめ乙又は甲に協議するものとする。

第23条 甲は、本共同研究の実施期間終了の後、研究成果を公表するものとする。

ただ

し、乙が業務上の支障があるため、甲に対し研究成果を公表しないように申し入

れたときは、甲は乙の利害に関係のある事項についてその成果を公表しない

こと

ができる。

2. 乙は、本共同研究の実施期間終了の後、研究成果を公表しようとするときは、

あらかじめ甲と協議するものとする。

(準 用)

第24条 第15条から第20条まで及び前条の規定は、次の権利等について準用する。

(1) 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利

(2) 意匠権及び意匠登録を受ける権利

(3) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する

回路配置利用権及び回路配置利用権の設定を受ける権利

(4) 種苗法（平成10年法律第83号）第12条の5第1項各号に掲げる行為をする

権利及び同法第11条に規定する品種登録を受ける権利

(5) 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラムの

著作物であって、甲及び乙が特に指定するもの

(6) 第1号から前号までに掲げる権利の対象とならない技術・情報のうち秘匿す

ることが可能で財産的価値があるものであって、甲及び乙が特に指定するもの

(協 議)

第25条 この契約に定めるもののほか、研究成果の取扱いその他必要な事項については、

甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲	住 所	大阪府吹田市藤白台5丁目7番1号	
	施設名	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	
	代表者名	理事長	職 印

乙	住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	会社名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	代表者名	〇〇〇 〇 〇 〇 〇	職 印